

## 岡本の国会での質問

169-衆-厚生労働委員会-8号 平成20年04月18日

○茂木委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、参考人質疑を受けて改めて、今回提出されております両法案に対しまして質疑をさせていただきたいと思っております。

まずは、もうお手元にお配りされておりますでしょうか、今回、介護人材、介護労働者の皆様方の給与が極めて厳しいという状況が提起をされ、そして議論の的となっております。

きょうお配りをしておりますのは、前回の資料と差しかえてまいりました。平成十九年度の賃金構造基本統計調査報告、また、平成十九年度のその報告をもとにした資料でありますけれども、実は、前回、これは平成十七年の資料を提出させていただいたところがありまして、統計情報部がその後調査をしていないかのごとく質問してしまいましたので、そこは訂正をさせていただきたいと思っております。

それに至った経緯につきまして少し皆様にも、今後のこともありますので、調査室からちょっと御答弁いただければと思います。

○榊原専門員 御説明申し上げます。

去る四月十日夕刻、岡本先生より、翌日の委員会の質疑の準備のため、介護労働者の処遇に関する資料の御依頼がございました。

御依頼を受けました担当者は、直ちに手持ちの資料を当たりましたところ、昨年常会、そして継続審査となり、秋の臨時会で審議されました社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案の当室作成の参考資料の中に取り上げました資料が御要求にこたえるものとなるのではないかと考えまして、とりあえずこれをコピーして先生にお届けいたしました。

しかし、社会福祉士・介護福祉士法改正案の参考資料は、昨年の五月に作成した参考資料であったため、今回、平成十八年データが存在しているにもかかわらず、平成十七年の古いデータを提供することになってしまいました。

なお、提供いたしましたデータのうち、三つ目でございますが、給与総額階級別従事者数の構成割合という項目のデータにつきましては、この平成十六年のデータが最新のデータでございます。

ちなみに、賃金構造基本統計調査報告につきましては、最新のものは平成十九年六月公表のもので、これには平成十八年七月に実施された十八年データが載っております。ただ、その後さらに調査しました結果、本年三月、十九年七月に実施されました十九年データが概況版としてインターネットで公表されていることが判明いたしました。

また、給与総額階級別従事者数の構成割合については、平成十六年に調査された介護サービス施設・事業所調査の中で特別に実施された調査項目、「従事者の労働条件」の調査結果をもとに作成されたものであります。平成十七年以降の同調査においては、「従事者の労働条件」の調査項目はなく、したがって、この調査につきましては十六年のものが最新のデータということになっております。

担当者が資料について説明に伺った際、岡本先生から、平成十六年の資料ではないか、古過ぎるのではないかと御下問がございましたが、資料を持参した担当者は、とりあえず手持ちの資料を持ってきたにすぎないことや、最新の資料があるかどうかについて何の言及もしなかったとのことでございます。

調査室の調査員としては、御依頼の資料があるか否か、また、その資料が最新のものであるかど

うか確認すべきところであります。また、あたかもそれが最新の資料であるがごとく申し述べておりますので、調査員としては明らかな落ち度があったと言わざるを得ません。

このようなことについて、厚生労働調査室長として、委員に心からおわび申し上げます。また、このようなことが二度とないように努めるとともに、調査員の調査能力を一層高めていくよう今後とも努力してまいりたいと考えております。

なお、今回担当いたしました調査員には厳重に注意いたしましたことを申し添えます。  
以上でございます。

○岡本(充)委員 衆議院のそういう各種調査を、委員長も役員でありますから、ぜひ高めていく方向で御尽力いただきたいと思ひますし、私は大いに、そういう意味では調査室の調査を今後とも利用したいと思ひますし、期待をしておりますので、ぜひ、今回のことを踏まえて万全を期していただきたいという思ひであります。

その上で、きょうは統計情報部にお越しいただいているのですが、今調査室長から話がありました介護サービス施設・事業所調査は平成十六年に行ったもので、この中で給与総額階級別従事者数の構成割合というのが出ていますけれども、前回も質問しましたが、大変厳しい介護の労働環境、賃金水準だと言われているわけですから、これについては、その十六年のデータを最新とせず、一回調べてみられてはいかがかなと。

しかも、前も指摘をしましたが、常用雇用で十万円以下の訪問介護職員が八・一%もいる、こういう数字をにわかには信じがたいところもあるわけでありまして、工夫をするなりして、再度の調査をされてみてはいかがかと考えるわけですが、それについて御答弁をいただきたいと思ひます。

○高原政府参考人 前回も御指摘いただきましたように、介護サービス施設・事業所調査の常勤、専従という概念がなかなか明確にとらえられていないということもございまして、ああいう数字が出ているわけでございます。

私どもは、今御引用いただきました賃金構造基本統計調査などで、介護の職員の賃金あるいは労働時間の実態を調べておりますし、今後とも、さらに引き続きまして実態把握に努めてまいりたいというふうと考えております。

○岡本(充)委員 ぜひ、実態調査を踏まえて、今後介護労働者がどのくらいの賃金を、賃金をもとにして介護報酬を決めるわけではありませんが、しかし、賃金に反映できるような介護報酬を決めていただかなければいけないというのは事実であります。

そういう意味で、ワーキングプアという言葉もあります。いろいろな定義があるようではありますが、一説によると、都留文科大学の後藤道夫先生、現代社会論の先生であります、この先生などは、二〇〇二年の収入でいうと、一人世帯で百九十万、二人世帯で三百万、四人世帯で四百六十三万円を超えられない世帯、こういう世帯をワーキングプアと定義すると、六百五十六万世帯、勤労者の一八・七%だ、こういう指摘もあるわけです。

きょう提出をさせていただきました資料、何人の御家族をお持ちかはちょっとわかりませんが、一番最初の資料を見ましても、平成十九年の賃金構造基本統計調査報告、これで見ますと、福祉施設の介護員、三十二・六歳で年収が三百七万七千四百円、こういうことになっています。先ほどの定義でいいますと、これは平均が三十二・六歳ですから、もし三十二歳で二人の家族だとしますと、平均がまさにこのワーキングプアの数字とダブるわけでありまして、これではさすがに厳しいんじゃないかなというふう思うわけです。

民主党は今回法案を提出しておりますが、その点、政府は、今後どのようにしてこの賃金構造を、上げていかなきゃいけないだろうということについては多分異論がないと思うのですが、これをどのようにして上げていくのか。つまり、介護報酬を上げることで、連動していわゆる賃金も上がっていくというふうな考えをとるのか、そのほかの手だてを考えるおつもりはないのか、御答弁をいただき

たいと思います。

○阿曾沼政府参考人 現場の介護労働の第一線で働いていらっしゃる方々の賃金水準が大変厳しい状態にあるというのは、私どもも承知をしております。

問題は、こういう賃金を含めた労働条件をどういうふうに上げていくかということでございますが、大臣も御答弁申し上げましたように、いろいろな方策を組み合わせることで総合的に対応するということだろうと思っております。

例えば、介護労働者の場合、現実には離職率も高うございますし、人材確保、定着が難しいこともございますので、賃金の管理あるいは能力の開発を含むような雇用管理モデルの好事例といえますか推奨事例、そういったようなものを全国に提供していくというふうなこともあろうかと思っておりますし、それから、経営の実態をよく調査いたしまして、あるべき経営モデルというものも追求していくといったようなことも必要ではないかと思っております。

直接的に賃金を引き上げるというのは、今までも御議論ございました、大変難しゅうございますけれども、いろいろな形で、賃金の改善に資するような方策を総合的に実施していきたいと思っております。

○岡本(充)委員 いろいろな方策でと言われますけれども、実効性が上がらなければいけないわけでありまして、これまで、他の例えば保険の仕組みになっているもの、いわゆる診療報酬などもそうでありまして、こちらの方と同じような仕組みで上がっていくかという、必ずしもそうではないのではないか。

前回、参考人で来られました樋口先生も、医療の提供側の入学希望者の数と介護の学校の入学希望者の数、この多大な乖離についてお話をされておりました。学校に入学を希望される方も激減している。またあわせて、実際に働いてみえる方も離職をしていくという中で、来年の四月と言わずに本当は対策を打たなきゃいけない、その点で、民主党はこういう案を出したんだということあります。

ちなみに、有効求人倍率の推移を見ましても、きょうはお手持ちの資料に出せませんでしたけれども、例えば介護関連職種、これは職業安定業務統計から調べてまいりましたけれども、パートを含む常用の有効求人倍率は、平成十六年一・一四、平成十七年一・四七、平成十八年一・七四と上がってきておりますし、社会福祉専門職種、パートを含む常用、これだと平成十八年は一・三〇、常用的パートタイムだと一・七九、これは他産業と比較をしましても極めて高い数字になってきています。それだけ、なかなか人材確保も進んでいないということの裏づけでもありますし、ぜひ考えていただかなければいけないんだらうと思っております。

そこで、ちょっと民主党の提案者に質問をしたいと思っておりますけれども、先ほど来議論を聞いておりますと、一部の委員からは、介護報酬の増額となるべくお金を出しても、結局賃金引き上げに回らないんじゃないかなどと、あたかも経営者の方が性悪説に立っているかのごとくの話もありましたが、私はそんなことはないと思っております。

多くの介護事業者の皆さんが、本当に、人の介護を通じて大変に崇高なお仕事をされているという実態の中で、残念ながら確かにコムスンのような事例はありましたけれども、しかし、それは本当にまれな例であって、ほとんどの、もうすべてと言っていいと思っておりますが、そういう皆さんがみずからの利益にそれを回そうというような思いはないと思っておりますけれども、今回、そういう意味では、自民党側の質疑者からそういう話が出たというのは私としても大変残念だなと思っております。

その中で、そもそも、これも前回の参考人質疑で参考人の方から御意見が出ておりましたが、いろいろな産業の中で、厳しい産業がある、給与の低い産業もある中で、なぜこの介護の分野の労働環境をまずは改善しなきゃいけないという思いに至ったのか、その経緯についてお聞かせいただきたいと思っております。

○園田(康)議員 ありがとうございます。

当然、先ほど来議論がありますように、政府も、あるいは政府・与党、そして私ども野党も全委員の共通の認識としては、今の介護保険制度がスタートして、順調なスタートというふうには大臣からもお言葉がありましたけれども、ここに来てやはりそういったところが、少しずつほころびがところどころ出てきているのではないかと。だからこそ、何らかの形で介護報酬の見直しを行っていかねばいけぬのではないかとこのところを考えていたわけでございます。

ところが、ほかの産業と比べて、これだけまず突出してという御指摘ではございましたけれども、しかしながら、当然私どもも、福祉産業にかかわるもの、あるいは他の、地域における地域間格差、こういったものはもう昨年来ずっと議論をさせていただいて、何とか、全国平均でもまず最低賃金は引き上げていく形に持っていかねばいけぬのではないかと、あるいはパート労働法の改正のときにも、そういったパートの処遇改善を求めていかねばいけぬのではないかと、そういったところの全体的な産業の引き上げというものをしっかりと、そこに働く労働者、勤労者の立場に立った政策として打ち出してきているところであります。

殊さら、今回、この介護保険にかかわる介護労働者の賃金引き上げ、こういった人材確保法という形で実現をさせていただきたいというふうには私ども提案をさせていただいたわけでもありますけれども、先ほど大臣からも少しお話がありましたけれども、社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針という形で昨年八月に出てきている指針の中でも、こういった「福祉・介護サービス分野は最も人材の確保に真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つであり、」さらに、「拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが、今や国民生活に関わる喫緊の課題である。」という、今の介護労働者が置かれている現状をしっかりと見据えていただいているというふうには考えてはいたわけでもありますけれども、なかなか、来年までの報酬改定の中で議論をしていく。

確かに、先ほど公明党の委員の皆さんからも、賃金だけではない総合的なキャリアアップも含めて、そういった労働環境を引き上げていく、私どもも、当然そのことは行っていかねばいけぬというふうには考えておりますけれども、まずは人材確保という形の賃金、劣悪な環境に置かれて、しかもここがどんどん離職率も含めて離れていってしまう。そうすると、そこに制度があってもなかなか事業が成り立たないという現状が起きてしまって、崩壊につながるのではないかと。

したがって、人材確保というまずは賃金の面から、この介護保険にかかわる制度のみを今回の法案として昨年来より提出をさせていただいたということでございます。

○岡本(充)委員 今、提出者園田議員からお話がありましたけれども、私も全く同感でありますし、介護労働者だけ突出してこの法案を出しているわけではありません、むしろ、本当に申しわけないけれども、何とか他産業並みの状況に持っていきたい、どちらかというとその思いでの提出なんだろうというふうに思っています。

今、介護人材確保のためということもあるんだと言われましたが、介護保険制度自体の見直しも必要なんじゃないか、こういう思いをいたすわけではありますが、それについてはいかがでしょうか。

○茂木委員長 これは提出者ですか。(岡本(充)委員「提出者で」と呼ぶ)政府側ではありません。提出者菊田真紀子さん。

○菊田議員 御質問ありがとうございます。

岡本委員おっしゃるとおり、介護労働者の人材確保のためには、当然、介護保険制度の見直しも必要だと考えております。今、民主党といたしましても、党内でさまざまな議論を積み重ねているところでございます。

今回提出させていただいた法律は、とにかく一刻も早く介護労働者の賃金引き上げを行わなければ、来年の見直しまで現場はもう待てない、そのような危機的な思いから出させていただいておりまして、あくまで、介護保険制度の見直しが行われて、介護人材確保に支障がなくなるまでの緊急措置であると考えております。

きょうの委員会にもこうして大勢の傍聴者の皆様がおいでをいただいております。医療崩壊、医師不足の問題のときにも、本委員会で活発な議論が行われたことが政府を動かし、緊急医師確保対策が実現をいたしました。介護現場の窮状を考えれば、同じように緊急の対策が必要だと考えております。

医療、介護はすべての国民の命に直接かかわる問題です。その解決に向けて大いに議論していくことが介護保険制度の見直しにもつながってくると考えております。

以上でございます。

○岡本(充)委員 せっかくですから政府にも。

○阿曾沼政府参考人 失礼をいたしました。

政府といたしましても、介護労働者の問題は大変重要だと思っております。したがって、大臣からも御答弁いたしておりますように、短期的にできるもの、今すぐできるものと中長期的に考えなきゃならないもの、そういうものに仕分けをして、これからよく研究をしていきたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 今すぐやらなきゃいけないものがあるからこそ、まさにこの提案になっているわけで、一部の委員からは、民主党案は拙速過ぎるんじゃないかという批判が出ているわけですけども、そんなことはないわけですね。まずやらなきゃいけないこと、今局長が言われたとおりです、まずやらなきゃいけないことは何なのかという中で民主党案は提案をされたと思うわけですけども、この批判に対してどのようにお考えになられますでしょうか。

○山井議員 岡本議員にお答えをいたします。三点お答えしたいと思えます。

まず、拙速ということの批判に対してですが、私は、与党の議員の方が拙速とおっしゃったのは非常にショックを受けております。というのは、もう介護現場は本当に待たないんです。介護養成学校も定員が減らされたり養成を中止したり、あるいは特別養護老人ホームがオープンしても、人材がないからフルオープンできないとか、もうこのままでは介護現場は本当に崩壊してしまうんです。

九月三十日に要望書を受け取って以来、我が党は、半年にわたって何度も何度も介護保険ワーキングチームを開いて、どの案がいいだろうかということ、十五万人もの署名というものの重みを感じながら真摯に議論をし、今回の法案をつくり上げました。しかし残念ながら、自民党、公明党もこの要望書を九月三十日に受け取られたと思えますが、本当でしたら、やはり自民党、公明党からもその要望書を生かした法案をつくっていただいて、民主党の考え方はこうだ、与党の考え方はこうだ、どちらがベターだろうかということで、ある意味お互いに修正してもいい、やはりそれで一日も早く介護報酬の引き上げを実現するのが私は国会の責任ではないかと思っております。

その意味では、この間、与党の議員の方々からさまざまな問題点の御指摘もいただきました。しかし、では、この緊急事態、国家の危機において与党としてはどうするのかということが、残念ながら見えてこなかった。来年四月の介護報酬引き上げというだけでは、それで本当に賃金がそれこそ上がるんですか、事業所はもつんですか、自己負担がアップして大丈夫ですか、介護保険料がアップしてどうですかということを言い出せば、民主党の法案よりはるかに、それこそ賃上げになる可能性が低いわけであります。そういう意味では、私は拙速という批判は全く当たらない。

そして二番目としては、今申し上げましたように、やはり与党としてぜひとも法案を出していただきました。しかし、もし現時点で対案がないのであれば、ぜひとも賛成をして、一部修正をしても結構ですから成立をさせたい。そして、七月一日から介護職員の賃金を上げたい。やはり国会審議が行われているということで少なからず、介護現場の職員の方々が、賃金が上がるのではないかという期待を正直言って持っておられます。もっと言えば、この種の議論に関しては、与党もまさか反対

はしないだろうというふうにも思っておられる方も多いわけですので、ぜひとも賛成をしていただきたい。

そして三つ目、最後になりますが、私たち民主党は、医療崩壊に続いて介護崩壊が起こることに関して非常に心配しております。まさに二年前、この場で医療改革法案で強行採決をされて、そのときも、今公費を導入して医師不足対策をやらないと医療は大変なことになりますよということを私たちは必死に訴えた。でも、与党はそれに対して応じてくれなかった。その結果、今見たら、やはり二年たってますます医師不足、たらい回し、医療崩壊が深刻化しているんです。全くこれと同じことが起こります。

私は、本当に声を大にして言いたい。やはり今こそ、政治家の決断、政党の決断、国会の存在意義が問われているんです。今こういう緊急事態、国家の危機、これは介護職員の危機じゃないんです、このままでは老後の安心が確保できないんですよ、介護を支える人がいなくなっているんですから。このことに関して今、国会が方向性を出さない、そして介護の崩壊をみすみす放置する、来年四月の介護報酬という非常にあいまいな形で放置することは絶対国会として許されない、そういう強い思いから、私たち民主党はこの法案を提出しました。

ぜひとも、与党の皆様にも御賛同いただき、成立をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○岡本(充)委員 まさにその思いが、この三月四日、大臣のところにも届けられていると思っております、全国老人保健施設協会から、介護職員に普通の生活を保障できる給与体系が可能になるような介護報酬改定の陳情ということで。

介護老人保健施設だけが介護事業者ではありませんが、この介護老人保健施設からの要望書では、介護保険の施行後、介護報酬改定のたびに収入は減少しており、全老健の緊急実態調査によれば、平成十八年度の全老健全体の経常損益は五・六%まで低下し、借入金の返済もままならない事態となっている。都道府県の介護老人保健施設組織でまとめました百五十四万八千九百三十四名の署名をたしか大臣は受け取られているはずです。そして、都道府県にもこれと同じような内容のものを出してありまして、本趣旨に賛同した署名は百六十六万三千五百一人であるというふうになっています。これだけの方が署名をされている。

ちなみに、老人保健施設は全国で二十九万五千人の高齢者を受け入れて、十九万人ぐらいのスタッフがみえるという話であります、百六十万の署名が集まるというのはいかにすごいということもお考えをいただきたいと思っております。

ちなみに、そういう厳しい介護の実態の中で、それぞれの皆さんが鋭意努力をされているということをご存知いただいて、今度新しく介護療養型老健施設もできるようでありますけれども、この施設との整合性、特に療養病床を削減してこちらに移行するということであると、今回示された大まかな枠の中で介護報酬を見ますと、個室より多床室ほど、また要介護度が上がるほど実は減算をされ、介護療養型医療施設の入所者はほとんど要介護度が四もしくは五で占められていることから、一カ月当たりの減収は、二百四十九単位掛ける十円掛ける三十・二一、七万五千百九十八円になるんじゃないか、およそ二割の減額になるのではないかという声も出ています。

老健から見ると少しどうなのかという声もあるし、逆に、療養病床の減少にもつながらないのではないかという声もあります。そういう意味で、都道府県がそれぞれ、療養病床を減らすのはなかなか難しい、施設側もそう言っている、こういった中で、本当に厚生労働省が描く道筋が実現をするのかどうか、私は大変に危惧を持っているわけです。それについて私はまず指摘をしておきたいと思っております、もし保険局長の方から御答弁があればと思っております。

○水田政府参考人 お答えいたします。

医療費適正化計画の策定についてのお尋ねでございますけれども、これは現在、四十三の都道府県で策定済みでございます。また、策定中が四府県と聞いております。

その中で、私ども、昨年四月に医療療養病床の必要度の参酌標準を示したわけでありまして、それにつきまして、各都道府県それぞれに工夫をされているわけでありまして、今その内容を確認中でございます。その上で、私どもなりのまた評価、判断をしていきたい、このように考えております。

○岡本(充)委員 加えて、水田局長にお越しいただいています。前回の答弁で、私のところに後で訪問させていただきますと言っていたことについて、一週間たってもまだ来られていません。それも指摘をさせていただいて、早急に来ていただきたいということと、きょうは保険局長お越しでありますから一点だけ言わせてください。時間ですので一点だけです。

年金局長名義で全国の社会保険事務所に、国民年金の保険料を払い過ぎた人に返還する国民年金過払い還付法案を民主党が提出した後に、運用面で、国民年金を四百八十カ月以上払われた方の過払いを還付する、こういう話を出したというふうに私は聞いております。

これは、そもそも参議院の厚生労働委員会、四月一日、もしくは参議院の予算委員会、四月七日にされております答弁では、四月一日の方であります、「法律条文上も、十七年三月以前に納付されたものについて納付自身は適法なものであるという位置付けで、さかのぼって還付するという扱いはしていない」、こういうふうに言っておいて、民主党が法案を提出した途端にこういう運用面で改善をするというのは、民主党だけではありません、国会の審議、運営を私は余りにもないがしろにしているのではないかというふうに思えるわけであります。

私は、こういう批判に対して真摯に考えていただいて、こういう策があるならばそもそも早く出すべきだし、民主党が法案を出した日に合わせてぶつけるなどという、こういうやり方は本当に国会をないがしろにしているということをあわせて指摘をさせていただき、もし反論があればいただきたいと思うし、水田局長からも多分言いたいことがあるんだろうと思いますから、それぞれ、もしあればどうぞ。